

# コーポレート・ガバナンス報告書

2024年6月28日

シュンビン株式会社

代表取締役社長 津村 元英

問合せ先： 取締役経営管理部長 松本 晋一

(075)611-0188

U R L <https://www.shun-bin.com/>

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## I. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社グループは、迅速な意思決定を行うための組織体制の整備や経営の執行及び監督機能の充実を図り、適切な情報の開示と説明責任の遂行に努めることにより、経営の公正性・透明性を確保し、コーポレート・ガバナンスの一層の充実に努めてまいります。

### 2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

#### 【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
津村元英	1,199,150	52.16
シュンビン株式会社持株会	456,400	19.85
株式会社北川本家	125,000	5.44
倉谷知子	123,000	5.35
小林永	100,000	4.35
池原百合	66,000	2.87
北川幸宏	62,500	2.72
松本晋一	55,600	2.42
北川嘉一	50,000	2.17
齊藤酒造株式会社	50,000	2.17

支配株主名	津村元英
-------	------

親会社名	なし
------	----

### 3. 企業属性

上場市場区分	TOKYO PRO Market
決算期	3月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

### 4. 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

支配株主との取引が発生する場合には、当該取引条件を一般的な取引条同等の条件に照らし合わせて決定し、かつ、公正で適切な取引関係の維持に努めることにより、少数株主の利益を害することのないように対応いたします。関連当事者取引については、取引の際に取締役会の承認を必要といたします。このような運用を行うことで、関連当事者取引を取締役会において適時把握し、少数株主の利益を損なう取引を排除する体制を構築しております。

### 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

該当事項はありません。

## II. 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

### 1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

#### 【取締役関係】

定款上の取締役の員数	5名以内
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	取締役社長
取締役の人数	4名
社外取締役の選任状況	選任していない
社外取締役の人数	—
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	—

#### 【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

#### 【監査役関係】

監査役会設置の有無	設置していない
定款上の監査役の員数	3名以内
監査役の人数	1名

#### 監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社の内部監査は、経営管理部を主管部署として、担当者2名（内1名内部監査責任者）が、代表取締役社長の指示により、自己の属する部門を除く部門の内部監査を実施しております。各部の監査結果並びに改善点につきましては、内部監査担当者より代表取締役社長に対し報告書並びに改善要望書を提出する体制をとっております。

また、監査役は内部監査担当者より監査実施状況について随時報告を受けるとともに、代表取締役社長と定期的に面談し、監査結果に基づく問題点の報告、情報の共有をしております。

監査役、内部監査担当者及び監査法人の相互連携については、定期的に、また必要に応じて会合を開催しております。各々の監査計画、監査結果に関して適宜情報交換を行うとともに、相互に連携、意見交換を行うことで、効果的かつ効率的な監査を実施するように努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	1名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人 数	—

#### 会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
従西 裕之	他の会社の出身者													

※1 会社との関係についての選択項目

- a.上場会社又はその子会社の業務執行者
- b.上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c.上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d.上場会社の親会社の監査役
- e.上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f.上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g.上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h.上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i.上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j.上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k.社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l.上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

m.その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
徳西 裕之	—	—	経営者としての豊富な経験と幅広い知見を、客観的且つ中立的な立場で当社の監査に反映して頂く為、社外監査役に選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	—
---------	---

その他独立役員に関する事項

—
---

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

ストックオプションの付与対象者	—
-----------------	---

【取締役報酬関係】

開示状況	個別報酬の開示はしていない
------	---------------

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円を超える取締役が存在しないため、個別報酬の開示は行っておりません。
---

報酬額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
---------------------	----

報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は、取締役及び監査役の報酬については報酬限度額を定時株主総会で決議しており、各取締役の報酬については取締役会で職務内容及び当社の状況等を勘案のうえ、決定しております。□
--

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外監査役に対し、経営管理部が取締役会付議案件を面談ないし書面にて事前に説明すると共に、必要に応じて関連資料を補充し送付及び説明することにより、十分な審議や円滑化を図り、社外監査役の監査機能が有効になるようサポート体制を整えています。
---

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

### イ. 取締役会

当社の取締役会は、4名の取締役で構成されております。

取締役会は、法令、定款及び株主総会決議に基づき、決裁権限規程、取締役会規程その他の当社諸規程等の会社運営の基礎となる諸基準を整備し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を確保しております。なお、定時取締役会が毎月1回、その他必要に応じて臨時取締役会が開催され、経営に関する重要事項を決定しております。

取締役は、会社の業務執行状況を取締役会に報告するものとしており、これをもとに、取締役会は取締役の職務執行を監督しております。

### ロ. 監査役

当社は監査役制度を採用しており、社外監査役1名で構成されております。

監査役は、監査役規程に基づき、取締役の業務執行状況を適正に監査しております。また、監査役は取締役会に出席し、取締役の職務の執行状況を監視するとともに、適宜必要な意見を述べております。

### ハ. 会計監査

当社は、監査法人やまぶきと監査契約を締結し、独立した立場から「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき監査を受けております。なお2024年3月期において監査を執行した公認会計士は西岡朋晃氏、平野泰久氏の2名であり、いずれも継続監査年数は7年以内であります。また当該監査業務にかかる補助者は公認会計士3名であります。

なお当社と監査に従事する公認会計士及びその補助者との間には特別の利害関係はありません。

### ニ. 経営会議

当社の取締役、各事業部門の責任者及びこれに準じる者（各課リーダー）をもって構成しております。取締役会での決定を受けてグループ全体の業務執行にあたっての方向付け、執行部門の決定、責任と権限の明確化を行い業務執行の円滑化を図るとともに、取締役会での決議を必要とする事項の取りまとめ方針などを決定しております。

### ホ. リスク・コンプライアンス委員会

当社のリスク・コンプライアンス委員会（委員長 代表取締役社長 津村元英）は、4名の取締役、社外監査役1名及び内部監査担当者1名で構成されております。リスク・コンプライアンス委員会の定期委員会は四半期に1回、臨時委員会は必要に応じて隨時開催しております。

## 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

現状の体制を採用している理由といたしましては、事業内容及び会社規模を考慮し、業務執行機能と監督・監査機能のバランスを効果的に発揮する観点から、上記のような体制が当社にとって最適であると考えているためであります。

## III. 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会招集通知の早期発送に努めてまいります。□
集中日を回避した株主総会の設定	株主総会は、多くの株主様にご出席いただけるように他社の株主総会の集中日を避けた開催日となるように努めてまいります。□
電磁的方法による議決権の行使	今後検討すべき事項であると考えております。□
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	今後検討すべき事項であると考えております。□
招集通知(要約)の英文での提供	現時点では、海外居住の株主を想定していないため、株主招集通知の英文での提供は考えておりません。□

## 2. IRに関する活動状況

	補足説明
ディスクロージャー・ポリシーの作成・公表	今後検討すべき事項であると考えております。
アナリスト・機関投資家等の特定投資家向けに定期的説明会を実施	現時点では、アナリスト・機関投資家等の特定投資家向けに対する説明会を実施していないため、今後、検討してまいります。□
海外投資家向けに定期的説明会を開催	現時点、海外居住の投資家を想定していないため、海外投資家向けの説明会は考えておりません。□
IR 資料をホームページ掲載	当社 Web サイト上に IR 情報ページを設け、TDnet において開示された情報や決算短信、発行者情報等についても掲載していく予定です。□
IR に関する部署(担当者)の設置	経営管理部を担当部門とし、関係各部署と連携をとりながら、IR 活動を実施してまいります。□

## 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等により	現時点では、ステークスホルダーの立場の尊重について規定している社内規程は

ステークホルダーの立場の尊重について規定	ございませんが、今後、策定を検討してまいります。□
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	現時点では、ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等について策定しておりませんが、今後、策定を検討して参ります。

#### IV. 内部統制システム等に関する事項

##### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、会社法上の大会社に該当しないため、法令上内部統制システムの整備に関する取締役会決議を行っておりませんが、内部統制システムの構築は重要な課題と認識しており、内部統制全般の整備及び運用の充実を目指しております。

現状においても、取締役会規程、業務分掌規程、職務分掌規程等の規程に基づいて業務を合理的に分担することで、特定の組織並びに特定の担当者に業務や権限が集中することを回避し、内部牽制機能が適切に働くよう努めています。

##### 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

###### (1) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

反社会的勢力の排除に関する基本方針は以下の通りです。

- ①当社は、反社会的勢力との関係を一切持ちません。
- ②当社は、反社会的勢力による被害を防止するために、警察・暴力追放運動推進センター・弁護士等の外部専門機関と連携し、組織的かつ適正に対応します。
- ③当社は、反社会的勢力による不当要求には一切応じず、毅然として法的対応を行います。
- ④当社は、反社会的勢力への資金提供や裏取引を行いません。
- ⑤当社は、反社会的勢力の不当要求に対応する役職員の安全を確保します。

###### (2) 反社会的勢力排除に向けた整備状況

反社会的勢力による不当要求に備え、「反社会的勢力排除規程」を制定・周知することにより、反社会的勢力への対応ルールを明確にし、適切に対応できるよう整備しております。

また、取引先と締結する契約書等では、取引先が反社会的勢力であることが判明した場合には、契約を一方的に解除できる旨の反社会的勢力排除条項を盛り込んでおります。さらに、顧問弁護士や公益財団法人京都府暴力追放運動推進センター等の機関とも協力し、反社会的勢力などとの関係遮断に努めています。

#### V. その他

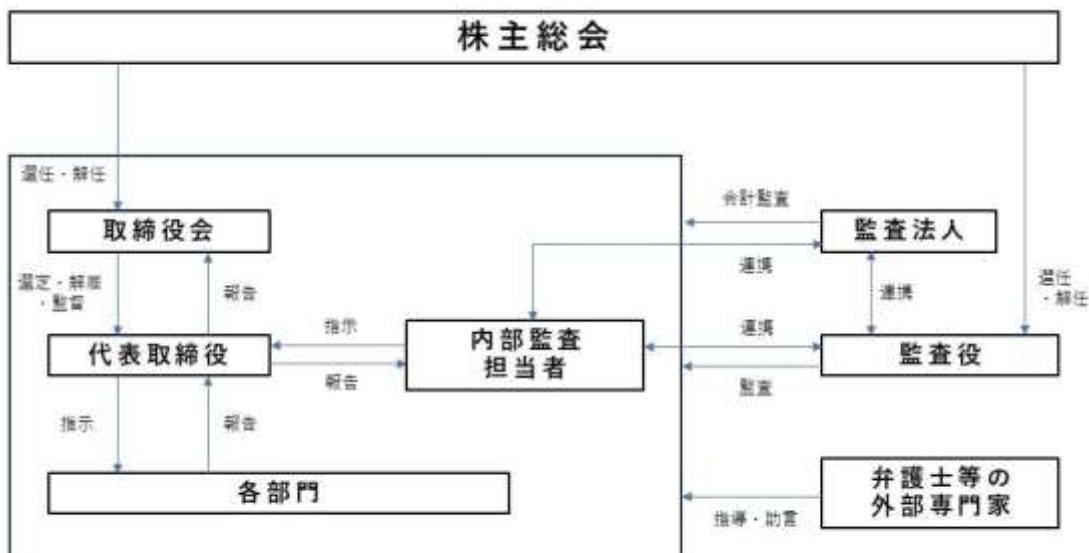
##### 1. 買収防衛策導入の有無

買収防衛策導入	なし
---------	----

## 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

一

【模式図(参考資料)】



【適時開示体制の概要（模式図）】

